

倫理規程

一般社団法人学習院桜友会（以下「本会」という。）は、定款の基本理念に基づき、この規程を制定する。

（目的）

第1条 この規程は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主的な行動基準を示し、その遵守と実践することをもって社会の信頼を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、「社員及び役職員」とは、定款に規定する社員及び役員並びに事務局に勤務する職員をいう。

（倫理活動基準）

第3条 社員及び役職員は、桜友会としての厳正な倫理の保持を図るため次に掲げる事項を遵守すべき基準として、社会からの期待に相応しい事業活動に取り組まなければならない。

- 1 学習院関係者としての誇りと自覚を持ち、基本理念における目的にしたがい、信頼関係を基盤に、相互に連携及び協力しながら活動を推進する。
- 2 事業活動を通じて知り得た個人情報を含む情報・データは、厳正な管理を行うとともに、相互に個人の権利と人格を尊重することによって品位を保つ。
- 3 本会の設立目的を踏まえ、目的実現に貢献する責務を負っていることを自覚し、常に公正かつ誠実に活動を行い、社会的信用の維持向上に努め、関連法令、定款及び倫理規程並びに各規程・内規を遵守する。

（私的利益の禁止）

第4条 社員及び役職員は、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第5条 社員及び役職員は、その職務の執行に際し、本会与利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示を行うとともに、本会が定める所定の手続に従わなければならない。

（情報公開及び説明責任）

第6条 社員及び役職員は、事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、活動内容、財務資料等を定められた手順に基づき公開し、基金拠出者、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の確保に努めるものとする。

（研鑽）

第7条 社員及び役職員は、事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めるものとする。

（規程遵守の確保）

第8条 本会は、必要ある場合は、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督する。

（コンプライアンス規程等）

第9条 本倫理規程の施行に関し、コンプライアンス規程等の必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和6年5月26日から施行する。（令和6年2月13日理事会議決）